

# 大田原市立野崎中学校いじめ防止基本方針

## いじめのない学校づくりに向けて

本校は「いじめのない学校づくり」に向けて、全ての教職員がいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。「いじめは絶対に許されない」ということを強く自覚し、いじめに向かわせないための様々な未然防止に学校組織をあげて取り組みます。今後も「いじめのない学校づくり」に、御協力のほどよろしくお願い致します。

### (1) いじめとは

- 「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法 平成25年より抜粋）

### (2) いじめの未然防止に向けて

- いじめに関する全教職員対象の校内研修やチェックリストを用いた自己診断を実施し、教職員のいじめに対する意識の向上を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の生徒に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに取り組みます。
- 各学校行事や生徒会活動において学年、クラスの一員として一致団結して物事に取り組むことの大切さを実感し、お互いを認め合い、尊重し合う生徒を育成します。
- ボランティア活動などの社会体験活動を活発にし、社会性や規範意識の高い生徒を育成します。
- 部活動を通して、苦難を克服する忍耐力、精神力の育成、人間関係の形成力が身に付いた生徒を育成します。
- 生徒が主体的に考え、議論する道徳教育を行い、生徒の豊かな心を育み、道徳性を高めた生徒を育成します。
- 自他の人権の大切さを認め合うことができる人権教育を行い、いじめをしない人権が守られた生徒や学校づくりをします。
- 教科や学級活動等を通してインターネットのもつ利便性や危険性について説明し、適切な情報機器の使い方ができる生徒を育成します。
- 学校・地域・家庭が連携し見守ることで、生徒が安心安全に生活できる環境づくりをします。

### (3) いじめの早期発見に向けて

- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。そして、生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがある場合には、素早く組織的な対応をし、解決に努めます。
- 定期的に学校生活に関するアンケートや教育相談を実施し、いじめの早期発見に努めます。
- 気になる生徒の情報を共有し、全教職員で生徒を見守り、助けます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

### (4) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応をします。
- いじめられている生徒を全力で守り通します。
- いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組みます。